

# 参 考 資 料

## 離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方

(平成17年12月19日付閣副安危第498号、国政調第169号、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)、国土交通省政策統括官付政策調整官(危機管理担当)通知)

### 1. 趣旨

都道府県知事又は市町村長は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は自ら指定した指定地方公共機関に対し、市町村長にあつては運送事業者である指定公共機関又は当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に対して、避難住民を誘導するため、避難住民の運送を求めるとされている。

他方、離島における住民の避難については、住民を離島外に避難させる場合には運送手段に大きな制約があることから、国として運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方を示すものである。

なお、この基本的考え方に定める市町村及び都道府県に関する事項については、離島の住民の人口、住民の避難のために確保できる離島内の車両等及び離島外への避難に用いる船舶等の輸送能力、離島外への避難に要する時間、当該離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実状を勘案し、市町村及び都道府県でこれと異なる運用とすることを妨げるものではない。

### 2. 運送の求めを行うに当たっての考え方等

#### (1) 平素からの備え

##### 基本的な考え方

- ・離島の住民を離島外に避難させる場合においては、運送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることが多いと考えられることから、離島内の空港及び港湾までの避難住民の誘導については要避難地域を管轄する市町村が中心となつて行い、離島内の空港及び港湾から離島外の空港及び港湾を経由した避難先地域までの避難住民の誘導については都道府県が市町村を最大限支援することを基本とする。
- ・国、都道府県及び市町村は、防災に関する体制を最大限活用するとともに、それぞれが収集した情報等について、平素から共有し、避難住民の誘導が的確かつ迅速に実施できるよう備えるものとする。
- ・都道府県及び市町村は、離島の住民の人口、避難住民の運送を求める運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の事業所の離島内での有無、離島の地域を管轄する市町村の数等の地域の実情を勘案し、離島の住民の誘導に関するそれぞれの役割分担を離島毎にあらかじめ決めておくこととする。
- ・国、都道府県及び市町村は、相互間並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関との間の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

##### 市町村の対応

- ・市町村は、昼夜間の別、通勤及び通学、観光客等の状況を勘案し、離島における住民及び滞在者の概数を平素から把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するバス等の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

- ・市町村は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握するとともに、都道府県の協力を得て、都道府県が保有する離島の住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・市町村は、離島において、離島外への避難の必要が生じた場合には、住民を離島内の港湾及び空港まで迅速に移動させる必要があるが、離島内においては公共交通機関に限られ、十分な輸送力を確保できないことも想定されることから、自ら保有する車両及びマイカーの利用を含め的確かつ迅速な住民の避難ができるようそのあり方について検討し、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、あらかじめ定める避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、都道府県と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・市町村は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送が特に必要であると認め、都道府県知事に対し、防衛庁及び海上保安庁に要請を行うよう求める際の手続について定めておくものとする。
- ・市町村は、特に市町村の出張機関のない有人離島においては、住民の避難等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- ・市町村は、上記の事項を踏まえ、的確かつ迅速に住民の避難が行えるよう、避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、避難実施要領のパターンに定めておくものとする。
- ・市町村は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ協議しておくものとする。

#### 都道府県の対応

- ・都道府県は、市町村と協力して、空港及び港湾のキャパシティ（航空機又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有する航空機及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。
- ・都道府県は、地理的条件等により他の都道府県へ離島の住民を避難させるため他の都道府県に応援を求める蓋然性が高い離島に関しては、避難住民の運送手段の確保、避難住民の受入れ体制の整備等について、他の都道府県とあらかじめ協議し、定めておくものとする。
- ・都道府県は、当該都道府県の区域内の離島の住民の避難に関して、市町村への支援、他の都道府県への応援の求め等について、定めておくものとする。
- ・都道府県は、防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送を要請する場合に備え、当該運送を要請する際の連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・都道府県は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ、協議しておくものとする。

#### 国の対応

- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握しておくとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。
- ・国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関の輸送力を把握するに当たっては、必要に応じ、自ら収集した指定公共機関の輸送力などの情報を提供するなどの支援を行うものとする。
- ・内閣官房及び国土交通省は、地方公共団体が運送事業者である指定公共機関と協定の締結等を行うに当たっては、必要に応じ、連絡調整などの支援を行うものとする。

## (2) 武力攻撃事態等における対応

### 基本的な考え方

- ・市町村及び都道府県が、避難住民の運送のために取りうる手段としては、次の方法が考えられる。  
運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して避難住民の運送を求めること。  
自らが保有する車両及び船舶を利用して避難住民を運送すること。  
防衛庁及び海上保安庁に対して、その保有する航空機及び船舶による避難住民の運送の要請を行うこと。
- ・検討を行うに当たっての考慮事項としては次のものが考えられる。  
避難住民の人数、運送手段の種類及び特性、運送手段を利用するために要する時間等を総合的に勘案して、どの手段が的確かつ迅速に避難住民を運送できるか等の観点から、最も適当と判断されるものを選択すること。  
防衛庁及び海上保安庁が保有する航空機及び船舶による避難住民の運送については、防衛庁及び海上保安庁それぞれの任務・特性や避難住民の運送に係る具体的な必要性を踏まえて検討すること。

### 市町村の対応

- ・市町村長は、都道府県知事の避難の指示で示された主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法、都道府県国民保護対策本部からの情報等を踏まえ、運送手段を効率的に活用できるよう離島内の地域を分割するなどして、避難の時期、避難の経路、避難の手段等を決定し、あらかじめ定めた避難実施要領のパターンを基に、都道府県警察その他の関係機関の意見を聴いて、避難実施要領を定めるものとする。
- ・市町村長は、国民保護法第18条第1項の規定に基づき、避難住民の誘導を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応援を求めることができるとされていることから、あらかじめ定めた市町村と都道府県の役割分担に基づき、必要な応援を都道府県知事に求めるものとする。
- ・市町村長は、国民保護法第16条第5項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第11条第4項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- ・市町村長は、国民保護法第20条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が特に必要であると認めるときは、都道府県知事に対し、同法第15条第1項の規定による要請を行うよう求めることができる。

### 都道府県の対応

- ・都道府県知事は、当該都道府県内の離島に関する避難措置の指示が見込まれる場合には、航空機及び船舶を使用する避難住民の運送の求めを行うことに備えて、避難の経路の安全に関する情報について国の武力攻撃事態等対策本部から情報収集し、市町村長に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、避難すべき離島の住民の数、想定される避難方法、現在確保が見込める運送手段、今後不足する運送手段の見込み等について、必要に応じ、国の武力攻撃事態等対策本部に連絡するものとする。
- ・避難措置の指示を受けた都道府県知事は、離島の住民に対し避難の指示をするに当たり、市町村国民保護対策本部等と、また、必要に応じ国の武力攻撃事態等対策本部と連絡調整を行うとともに、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と可能な限り調整を行い、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他の避難の方法を示すこととする。
- ・都道府県知事は、国民保護法第11条第4項の規定に基づき、海上保安庁による避難住民の運送が必要であると認めるときは、海上保安庁長官又は管区海上保安本部長に対し、当該運送の要請をすることができる。
- ・都道府県知事は、国民保護法第15条第1項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による避難住民の運送が必要であると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請することができる。
- ・都道府県は、離島の住民の避難を実施するに当たり、要避難地域及び避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下同じ。）を管轄する市町村並びに避難先地域を管轄する都道府県（都道府県の区域を越えて避難を実施する場合に限る。）と連絡調整を行うものとする。
- ・都道府県は、離島の住民に対し避難の指示を行った場合には、職員の派遣等市町村を支援するものとする。
- ・都道府県は、離島外の空港又は港湾から避難先地域までの運送手段について確保を図るものとする。

## 国の対応

- ・国土交通省は、都道府県知事から要請があった場合及び必要と認める場合において、避難住民の運送が的確かつ迅速に行えるよう、運送事業者である指定公共機関と必要な連絡調整を行うものとする。
- ・国土交通省は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関の行う避難住民の運送が円滑に実施されるよう、必要に応じ、輸送活動を実施する際に必要とされる許認可の手續の簡素化・迅速化等の法令の弾力的な運用を図るものとする。
- ・防衛庁及び海上保安庁は、自ら保有する航空機及び船舶により避難住民の運送を実施する場合は、関係地方公共団体や関係省庁と密接に調整・連携を行うものとする。

### (3) 離着陸及び入出港に関する留意事項

- ・離着陸及び入出港の許可などの諸手続きについては、基本的には避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が行う。ただし、当該指定公共機関又は指定地方公共機関のみで対応が困難な場合には、地方公共団体又は国土交通省が支援を行うものとする。

### (4) 受入れ港湾、空港等に関する留意事項

- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請があった場合には、状況に応じて適切と考えられる空港に避難住民の運送を行っている航空機が着陸できるよう調整するものとする。
- ・国土交通省は、地方公共団体からの要請により、避難住民を運送する運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、国土交通省又は当該地方公共団体以外の者が管理する空港施設又は港湾施設を利用する場合には、その管理者に対して可能な限りの便宜を図るよう要請するものとする。
- ・要避難地域を管轄する都道府県知事は、他の都道府県に避難住民の誘導を行う際は、受入先の空港又は港湾からの避難先地域への避難住民の誘導が円滑に行えるように、運送手段の確保などあらかじめ当該都道府県知事に協力を要請しておくものとする。

## 3. 運送の安全確保などの留意事項等

- ・市町村長又は都道府県知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難住民の運送を求め、又は指示しようとする場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全確保に十分に配慮するものとする。

## 4. 緊急対応事態における基本的考え方

- ・緊急対応事態における離島の住民の避難に係る運送事業者の航空機や船舶の使用等についての基本的考え方については、1. から3. までの定めに基づき準ずるものとする。

# 弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置の実施について

平成19年5月11日付消防国第14号 消防庁国民保護室長通知

<p>弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。)等を踏まえ、以下を標準として実施する。</p> <p>第1 弾道ミサイル発射前の措置</p> <p>1 国民に対する情報の提供</p> <p>弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。</p> <p>2 警報の発令等</p> <p>(1) 弾道ミサイル発射前において、武力攻撃事態であること等の認定(以下「事態認定」という。)が行われたときは、国の対策本部長(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)第10条第1項に規定する武力攻撃事態等対策本部又は同法第26条第1項に規定する緊急対処事態対策本部(以下「国の対策本部」と総称する。)の長をいう。以下同じ。)は、次の内容の警報を発令する。</p> <p>ア 我が国に飛来するおそれがある弾道ミサイルの発射が差し迫っていること。</p> <p>イ 弾道ミサイルが発射されたときはその都道府県警報を発令するので、テレビ、ラジオ、サイレン等により情報の入手に努めるとともに、弾道ミサイルが発射されたとの警報が伝達されたときは、まず、近傍の堅牢な施設や地下施設などの屋内に避難すべきこと。</p> <p>ウ 弾道ミサイルが発射されたとの警報の内容が伝達される場面に応じて、次のような対応をとるべきこと。</p> <p>(ア) 屋外にあって車両内に在る者は、安全な方法(急ブレーキを避け、できる限り道路外の場所に車両を止めること。また、やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げとならないように止めること。)により車両を止めるべきこと。</p> <p>(イ) 勤務先、学校等の出先に在る者については、別途指示があるまで、出先の屋内に留まるべきこと。</p> <p>(ウ) 大規模集客施設等多数の者が利用する施設においては、混乱が生ずることのないよう、落ち着いた行動をとるべきこと。</p> <p>(2) 警報の内容の伝達は、基本的に、国の対策本部から中央防災無線等により指定行政機関(事態対処法第2条第4号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。)へ行い、消防庁から都道府県知事、都道府県知事から市町村長へ防災無線等により行う。また、警報の内容については、総務省又は都道府県知事から放送事業者である指定公共機関(事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。)又は指定地方公共機関(国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。)に直ちに通知し、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに</p>	<p>(補足説明)</p> <p>第1 弾道ミサイル発射前の措置</p> <p>1 弾道ミサイル発射前の措置</p> <p>□ 弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努めることとされている。当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あて伝達される。</p> <p>2 警報の発令等</p> <p>□ 弾道ミサイル発射前において、事態認定が行われたときは、国の対策本部長が警報を発令し、警報の内容の伝達は、基本的に、国の対策本部から中央防災無線等により指定行政機関へ行い、消防庁から都道府県知事、都道府県知事から市町村長へ防災無線等により行うこととされている。</p> <p>ここでいう「防災無線等」とは、消防防災無線、都道府県防災行政無線等の情報通信ネットワークのことを指す。</p> <p>□ 警報の内容については、都道府県知事から放送事業者である指定地方公共機関に直ちに通知し、放送事業者である指定地方公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送することとされている。</p>
---	---

その内容を放送する。

- (3) 市町村長は、警報の内容を住民等に伝達する。
- (4) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。
- (5) 国土交通省にあっては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあっては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。

## 第2 弾道ミサイル発射に伴う措置

### 1 警報の発令等

- (1) 我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は、次の内容の警報を発令する。
    - ア 我が国に向けて飛来する弾道ミサイルが発射されたこと。
    - イ 弾道ミサイルの着弾が予測される地域及び時刻
    - ウ 屋内に避難するとともに、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるべきこと。
  - (2) 国の対策本部は、警報の内容を指定行政機関に通知する。
  - (3) 消防庁は都道府県知事に、都道府県知事は市町村長に警報の内容を通知し、市町村長は住民等に警報の内容を伝達する。
  - (4) 市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの着弾が予測される地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめる。
  - (5) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。
  - (6) 国土交通省にあっては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあっては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。
  - (7) 総務省又は都道府県知事は直ちに警報の内容を放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に通知する。
  - (8) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送する。
- (9) 弾道ミサイルを破壊するための措置をとった場合には、国の対策本部及び防衛省は、相互に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表する。

### 2 国民に対する情報の提供

事態認定が行われていない場合において、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記((8)を除く。)に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

上記1及び2に該当しない場合であっても、我が国の周辺で弾道ミサイルが発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁からの地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

## 第3 弾道ミサイルの着弾以降の措置

### 1 着弾した弾道ミサイルに係る措置

- (1) 着弾地点の確認
  - ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに

□ 市町村長は、警報の内容を住民等に伝達することとされている。

## 第2 弾道ミサイル発射に伴う措置

### 1 警報の発令等

□ 我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は警報を発令し、警報の内容を指定行政機関に通知する。これを受けて、消防庁は都道府県知事に、都道府県知事は市町村長に警報の内容を通知し、市町村長は住民等に警報の内容を伝達することとされている。

□ 市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの着弾が予測される地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめることとされている。

□ 都道府県知事は直ちに警報の内容を放送事業者である指定地方公共機関に通知することとされている。

□ 放送事業者である指定地方公共機関は、その国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送することとされている。

□ 弾道ミサイルを破壊するための措置をとった場合には、国の対策本部及び防衛省は、相互に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表することとされている。  
当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県へ伝達される。

### 2 国民に対する情報の提供

□ 事態認定が行われていない場合において、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努めることとされている(ただし、事態認定が行われていない場合においては、放送事業者である指定地方公共機関に、警報の内容を放送する義務はない)。

□ 我が国の周辺で弾道ミサイルが発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁からの地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努めることとされている。

なお、今般の通知において全国瞬時警報システム(J-ALERT)に関する記述はないが、今後、J-ALERTによる送信の対象に弾道ミサイル発射情報が加わった場合には、内閣官房通知(別添1)に加筆されることになる。

航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点及びその周辺の状況について、目視、撮影等による情報収集を行う。ただし、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行う。

イ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して具体的な着弾地点の確認を行い、警察庁、海上保安庁、消防庁及び防衛省は、着弾地点について報告を受けたときは、速やかに国の対策本部に連絡する。

ウ 着弾地点の確認に当たっては、次に掲げる事項の把握に努める。

(ア) おおむねの被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大のおおむねの有無

(ウ) 放射線物質、生物剤又は化学剤等の飛散の兆候の有無

エ 着弾地点を確認した都道府県警察及び消防機関は、着弾地点を管轄する地方公共団体と密接に連携する。

オ 着弾地点の確認に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 都市部に着弾した場合

都市部においては、人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されている。このため、弾道ミサイルが都市部に着弾した場合、被害は不特定多数の人々及び建築物に及び、着弾地点の確認に当たっては、航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。

(イ) 山間部に着弾した場合

山間部においては、地形等が複雑かつ急峻であり、また、季節によっては過酷な自然環境におかれることも想定される。このため、都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。

(ウ) 島嶼部に着弾した場合

島嶼部においては、都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊が、緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して着弾地点の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊又は海上保安庁による支援を実施する。その際、島嶼部においては、本島(本土)と海により隔てられており、アクセスが海路及び空路に限定されているため、艦船及び航空機を有効に活用する。

(2) 着弾した弾道ミサイルの危険性の調査及び判定

ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行う。

イ 警察庁、消防庁及び防衛省は、専門的知見を有する職員等を派遣する。

ウ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊による調査の結果等から、放射線物質、化学剤又は生物剤等の存在の疑いがあり、特に専門的知見を有する者による調査・判定及び無害化措置等について助言等を必要とする場合は、国の対策本部は、文部科学省又は厚生労働省に対して、専門的知見を有する職員等の支援を求める。

エ 派遣された文部科学省又は厚生労働省の専門的知見を有する職員等は、現地の警察庁、消防庁及び防衛省の専門的知見を有する職員等並びに都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊と連携し、調査・判定及び無害化措置等について必要な支援を行う。

オ 専門的知見を有する職員等及び必要な資機材等の緊急輸送の要請を受けた警察庁、海上保安庁及び防衛省は、可能な範囲で迅速な輸送に協力する。

### 第3 弾道ミサイル着弾以降の措置

#### 1 着弾した弾道ミサイルに係る措置

□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点及びその周辺の状況について、目視、撮影等による情報収集を行うこととされている。ただし、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行うこととされている。

□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して具体的な着弾地点の確認を行うこととされている。

着弾地点の確認を行った消防機関は、消防庁に対し、速やかに着弾地点について報告する。

□ 着弾地点の確認に当たって把握に努める事項

(ア) おおむねの被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大のおおむねの有無

(ウ) 放射線物質、生物剤又は化学剤等の飛散の兆候の有無

□ 着弾地点の確認に当たっての留意事項

(ア) 都市部に着弾した場合

航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に着弾地点の確認を実施する。

(イ) 山間部に着弾した場合

都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。

(ウ) 島嶼部に着弾した場合

都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊が、緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して着弾地点の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊又は海上保安庁による支援を実施する。その際、艦船及び航空機を有効に活用する。

□ 着弾地点を確認した都道府県警察及び消防機関は、着弾地点を管轄する地方公共団体と密接に連携することとされている。

連携の内容としては、現地への職員派遣や必要な資機材の配備、周辺住民の避難、警戒区域の設定に係る情報連絡体制の構築等が考えられる。

□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行うこととされている。

□ 警察庁、消防庁及び防衛省は、専門的知見を有する職員等を派遣し、必要な場合には文部科学省又は厚生労働省の専門的知見を有する職員等が派遣されることとされており、都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、当該職員等と連携することとされている。

<p>(3) 着弾した弾道ミサイルの回収、保管等 自衛隊は、都道府県警察、海上保安庁、文部科学省及び厚生労働省の協力の下、必要に応じて着弾した弾道ミサイルの回収、保管、調査、分析等を行う。</p> <p>(4) 着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等の公表 国の対策本部は、着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について速やかに公表する。</p> <p>(5) 関係機関の連携 都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力を行い、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行う。</p> <p>2 住民の避難に関する措置</p> <p>(1) 国の対策本部長は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの着弾後、事態の推移、被害の状況等に応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示する。 ア 核弾頭の場合は、爆発地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難するよう指示し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。 イ 生物剤又は化学剤を使った弾頭の場合は、弾道ミサイルが着弾した場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内などの安全な場所に避難するよう指示する。</p> <p>(2) 国の対策本部長は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなつたと認めるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除する。</p> <p>3 避難住民等の救援に関する措置 国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。</p> <p>4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置 国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。</p> <p>(1) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等 消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等にあたる。その際、 ア 消防機関は、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に実施する。 大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。 イ 都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救助活動を行う。大規模な被害の場合、警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。 ウ 海上保安庁は、海上における武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に係る消火活動及び救助・救急活動を行い、必要な場合、陸上において被災市町村の消火活動及び救助・救急活動を支援する。 エ 自衛隊は、救急患者、医師その他必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。</p> <p>(2) 警戒区域の設定 ア 市町村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第114条の規定に基づき、ミサイルの着弾地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。 イ 市町村長又は都道府県知事による措置（消防機関による措置を含む。）を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者が</p>	<p>□ 国の対策本部は、着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について速やかに公表することとされている。 当該情報については、必要に応じて、消防庁から速やかに各都道府県あて伝達される。</p> <p>□ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力を行い、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行うこととされている。</p> <p>2 住民の避難に関する措置</p> <p>□ 国の対策本部長は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの着弾後、事態の推移、被害の状況等に応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示することとされている。 当該避難措置の指示については、消防庁から速やかに各都道府県あて通知される。</p> <p>□ 国の対策本部長は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなつたと認めるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除することとされている。 当該警報又は避難措置の指示の解除については、消防庁から速やかに各都道府県あて通知される。</p> <p>3 避難住民等の救援に関する措置</p> <p>□ 国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずることとされている。</p> <p>4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置</p> <p>□ 消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送被災者の救助等にあたることとされている。その際、消防機関は、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に実施し、大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施することとされている。</p> <p>□ 市町村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第114条の規定に基づき、ミサイ</p>
---	--

ら要請があったときは警察官又は海上保安官が、市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にはないときは自衛隊の部隊等の自衛官が警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) NBC 攻撃による災害への対処

ア NBC 弾頭を搭載した弾道ミサイルが着弾した場合は、放射性物質等による汚染が生ずることとなるため、国民保護法第107条の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、放射性物質等の汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせる。

イ NBC 攻撃による汚染の拡大を防止するため、指定行政機関の長や都道府県知事、都道府県警察本部長等は、国民保護法第108条の規定に基づき、汚染された物件の移動の禁止、汚染された建物への立入禁止、汚染された場所の交通の遮断等の措置を講ずる。

ウ 生物兵器の使用により感染症が発生した場合は、国民保護法第121条の規定に基づき、感染症法の規定を適用し、感染症患者の入院措置、移送、就業制限等の措置を講ずる。

(4) 被災情報の収集等

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努める。収集し、又は報告を受けた被災情報については、

ア 市町村長又は指定地方公共機関にあっては都道府県知事に、

イ 都道府県知事にあっては総務大臣に、

ウ 指定地方行政機関の長及び指定公共機関にあってはそれぞれ管轄又は所管する指定行政機関の長に、

エ 総務大臣又は指定行政機関の長にあっては国の対策本部長に速やかに報告する。

5 国民生活の安定に関する措置

国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水等の安定的供給に万全を期する。

6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害への対処

迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記1から5までに準じて対処する。

7 国の現地対策本部の設置及び都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

(1) 上記1から6までの措置の的確かつ迅速な実施等のため、必要に応じ、国の現地対策本部を設置する。

(2) 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。

8 事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法(昭和23年法律第186号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施する。

以上

ルの着弾地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずることとされている。

なお、当該市町村の職員である消防吏員も、他の市町村の職員と同様に、市町村長の委任を受けて、同条に基づく警戒区域の設定が可能(地方自治法第153条第1項)。

□ NBC 攻撃による汚染の拡大を防止するため、都道府県知事は、国民保護法第108条の規定に基づき、汚染された物件の移動の禁止、汚染された建物への立入禁止、汚染された場所の交通の遮断等の措置を講ずることとされている。

□ 生物兵器の使用により感染症が発生した場合は、国民保護法第121条の規定に基づき、感染症法の規定を適用し、感染症患者の入院措置、移送、就業制限等の措置を講ずることとされている。

これらの措置は、原則として、都道府県知事が講ずる(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)。

□ 地方公共団体及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努めることとされている。収集し、又は報告を受けた被災情報については、市町村長又は指定地方公共機関にあっては都道府県知事に、都道府県知事にあっては総務大臣に、速やかに報告することとされている。

5 国民生活の安定に関する措置

□ 国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水等の安定的供給に万全を期することとされている。

6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害への対処

□ 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記1から5までに準じて対処することとされている。

7 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

□ 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定することとされている。

8 事態認定が行われていない場合

□ 事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法(昭和23年法律第186号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施することとされている。

(別添3)

消防機関における国民保護措置上の留意事項等について  
<弾道ミサイル攻撃関係部分 抜粋>

(平成 18 年 1 月 31 日付け、消防消第 7 号、消防災第 43 号、消防運第 2 号、消防庁消防・救急課長、消防庁防災課長、消防庁国民保護運用室長通知)

□ 弾道ミサイル攻撃 (NBC 攻撃を含む) の特徴と消防機関の活動弾頭の種類 (通常弾頭であるのか、NBC 弾頭であるのか。) を着弾前に特定することが困難であり、それに応じて、被害の様相が大きく異なるため、着弾後は、速やかに弾頭の種類に関する情報の入手に努めるとともに、活動に使用する装備、資機材等を適切に選択し、消防活動に当たる必要があります。

消防機関は、安全が確保された地域において、消火、要救助者の救出及び救急搬送、避難住民の誘導、災害に関する情報の収集及び提供、消防警戒区域の設定などを行うことが想定されます。また、その活動要領は、通常弾頭の場合は、爆発災害に対応する要領、NBC 弾頭の場合は、NBC 災害に対応する要領で行うこととなります。

□ 弾道ミサイル攻撃の場合 (NBC 攻撃を含む) における消防機関の安全の確保現場における消防吏員及び消防団員の二次災害を防止するため、弾種が判明するまでの間は、常に危険の高い NBC 弾頭の可能性を念頭に置いた消防活動を行うことが必要であり、以下の点に留意して活動を行うことが重要と考えられます。

出動隊は、風上側からの接丘、異臭の有無、人・動物の身体等への異常の有無など周辺の環境から安全の確認を行う。

弾頭の種類が不明な場合は、NBC 災害対応部隊が NBC 災害対応用の装備及び資機材を用いて活動を行う。(現場検知、呼吸保護器具、防護服の着用等)

保有する装備、資機材等では対応不能な場合は、対応可能な装備を有する他機関等へ情報提供するとともに、市町村長を通じ、緊急消防援助隊等の応援出動の要請を行う。

NBC 対応装備・資機材を保有していない部隊は、安全が確認できた地域において、消防警戒区域の設定、避難住民の誘導、情報収集、消火、救急搬送などの活動を行う。

現地調整所において、警察等と情報を共有するとともに、消火、救助、救急、原因物質の撤去、汚染者の除染等の活動が安全に実施されるよう調整する。

建物等の破壊状況を確認するなど二次災害の発生に注意する。

## 指定地方公共機関の連絡先

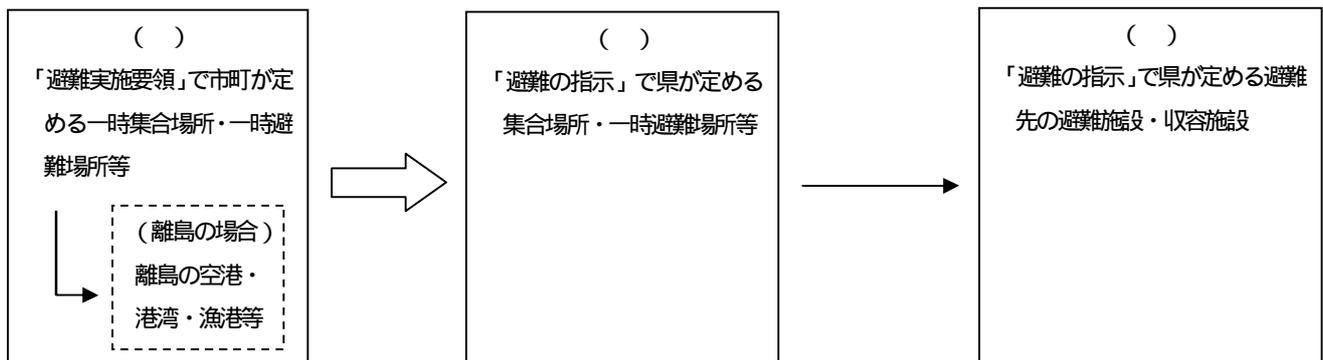
名称	平常時電話番号 / FAX	緊急時電話番号 / FAX
社団法人 長崎県医師会	095-844-1111 (F)095-844-1110	095-844-1111 (F)095-844-1110
社団法人 長崎県歯科医師会	095-848-5311 (F)095-846-0175	095-848-5311 (F)095-846-0175
社団法人 長崎県看護協会	0957-49-8050 (F)0957-49-8056	0957-49-8050 (F)0957-49-8056
長崎県道路公社	095-823-2600 (F)095-827-3463	095-823-2600 (F)095-827-3463
九州ガス株式会社	0957-22-3322 (F)0957-24-3305	0957-22-3320 (F)0957-23-8548
社団法人 長崎県 LP ガス協会	095-824-3770 (F)095-824-3771	095-824-3770 (F)095-824-3771
社団法人 長崎県バス協会	095-822-9018 (F)095-826-6411	095-822-9018 (F)095-826-6411
社団法人 長崎県トラック協会	095-838-2281 (F)095-839-8508	095-838-2281 (F)095-839-8508

名称	平常時電話番号 / FAX	緊急時電話番号 / FAX
オリエンタルエアブリッジ株式会社	0957-53-6692 (F)0957-53-6592	0957-53-6692 (F)0957-53-6592
島原鉄道株式会社	0957-62-2231 (F)0957-63-5712	0957-62-2231 (F)0957-63-5712
松浦鉄道株式会社	0956-25-3900 (F)0956-22-8572	0956-25-3900 (F)0956-22-8572
九州商船株式会社	095-822-9156 (F)095-824-3128	095-822-9156 (F)095-824-3128
九州郵船株式会社	092-281-0831 (F)092-281-0844	092-281-0057 (F)092-281-0444
野母商船株式会社	095-822-0122 (F)095-822-9625	095-822-0122 (F)095-822-9625
長崎汽船株式会社	095-822-0122 (F)095-822-9625	095-822-0122 (F)095-822-9625
津吉商船株式会社	095-822-0122 (F)095-822-9625	095-822-0122 (F)095-822-9625
美咲海送有限会社	0956-42-5607 (F)0956-42-5617 0950-53-0218 (F)0950-53-3352	0956-42-5607 (F)0956-42-5617 0950-53-0218 (F)0950-53-3352
西海沿岸商船株式会社	0956-24-1004 (F)0956-24-1005	0956-24-1004 (F)0956-24-1005 夜間 0956-22-5690
崎戸商船株式会社	0956-25-6118 (F)0956-24-1005	0956-25-6118 夜間 (F)0956-24-1005 0956-32-8788(木原自宅)
株式会社五島産業汽船	095-820-0248 (F)095-820-9301	095-820-0248 (F)095-820-9301
五島旅客船株式会社	095-825-1631 (F)095-825-2537	095-825-1631 (F)095-825-2537
有限会社 木口汽船	0959-73-0003 (F)0959-73-0003	0959-73-0003 (F)0959-73-0003
有限会社 黄島海運	0959-73-6922 (F)0959-72-8068	0959-73-6922 (F)0959-72-8068
有限会社 桑原海運	0959-72-6948 (F)0959-72-6937	0959-72-6948 (F)0959-72-6937
嵯峨島旅客船有限会社	0959-84-4056 (F)0959-84-4056 自宅 0959-84-4158	0959-84-4056 (F)0959-84-4056 自宅 0959-84-4158
株式会社 江崎海陸運送	0959-22-0099 (F)0959-22-2941	0959-22-0099 (F)0959-22-2941
瀬川汽船株式会社	0959-32-1770 (F)0959-32-0678	0959-32-1770 (F)0959-32-0678
黒島旅客船有限会社	0956-56-2516 (F)0956-56-2083	0956-56-2516 (F)0956-56-2083
安田産業汽船株式会社	095-826-0188 (F)095-824-2182	095-826-0188 (F)095-824-2182
竹山運輸有限会社	0950-25-2011 (F)0950-25-2011	0950-25-2011 (F)0950-25-2011 (緊)090-4519-7174
鷹島汽船有限会社	0955-48-2327 (F)0955-48-2111	0955-48-2327 (F)0955-48-2111
松尾フェリー有限会社	0955-54-0111 (F)0955-54-2855	0955-54-0111 (F)0955-54-2855
有限会社 金子廻曹店	0955-28-3035 (F)0955-28-3049	0955-28-3035 (F)0955-28-3049

名称	平常時電話番号 / FAX	緊急時電話番号 / FAX
九商フェリー株式会社	0957-65-0456 (F)0957-62-4415	0957-65-0456 (F)0957-62-4415
熊本フェリー株式会社	096-311-4330 (F)096-311-4456	096-311-4330 (F)096-311-4456
有限会社湯島商船	0964-56-4060 (F)0964-56-4060	0964-56-4060 (F)0964-56-4060
長崎放送株式会社	095-820-1041 (F)095-821-6599	095-823-1553 (F)095-821-6751
株式会社 テレビ長崎	095-827-8187 (F)095-820-1553	095-827-8187 (F)095-820-1553
長崎文化放送株式会社	095-843-7004 (F)095-843-6756	095-843-7004 (F)095-843-6756 (深夜)095-843-7000
株式会社 長崎国際テレビ	095-820-3425 (F)095-827-2225	095-820-3425 (F)095-827-2225
株式会社 エフエム長崎	095-828-2020 (F)095-826-6105	095-828-2020 (F)095-826-6105

### 避難住民の運送における公共交通機関の確保について

(マイカーの制限使用、公用車、漁船、指定公共機関・指定地方公共機関以外の交通機関の利用については市町の地理的・社会的状況に応じてあらかじめ検討しておくものとする。)



( ) - ( )間の公共交通機関...原則として市(町)が確保する。

J R九州等の指定公共機関の交通機関を利用する場合は県が確保する。

指定地方公共機関の交通機関を利用する場合で、総合調整が必要な場合は県が確保する。

( ) - ( )間の公共交通機関...原則として県が確保する。

指定地方公共機関の輸送手段を利用する場合で、県の総合調整を要せず、かつ、市(町)の区域を越えない住民避難については、同一の交通機関を利用することも想定されるため、状況により市(町)が確保する。

(参考)市町長の「退避の指示」による公共交通機関の確保...原則として市(町)が確保する。

## 重要

### バスを手配する場合の留意事項

国民保護法第71条第1項に基づいて、市町が避難住民の運送のため、バスの手配を行う場合は、長崎県の指定地方公共機関である「社団法人 長崎県バス協会」へ行うことになるので留意すること。

バス協会会員および非会員へ直接運送を求める場合は、一般の運送事業者としての業務を実施することになる。

#### (避難住民の運送の求め)

第七十一条 都道府県知事又は市町村長は、避難住民を誘導するため、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関（都道府県知事にあつては当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関、市町村長にあつては当該市町村が属する都道府県の知事が指定した指定地方公共機関に限る。第七十三条第二項から第四項まで及び第七十九条第一項において同じ。）に対し、避難住民の運送を求めることができる。

- 2 前項の指定公共機関及び指定地方公共機関は、同項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

#### (避難住民の運送に係る総合調整のための通知)

第七十二条 都道府県知事又は市町村長は、指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前条第一項の規定による求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては都道府県対策本部長に対し、その旨を通知することができる。

(参考)

社団法人 長崎県バス協会の会員事業者

	会員事業者名	本社および県内の主な営業所等
1	長崎自動車株式会社	本社（長崎市）、茂里町営業所（長崎市）、桜の里営業所（長崎市）、松ヶ枝営業所（長崎市）、大橋営業所（長崎市）、神の島営業所（長崎市）、稲佐橋営業所（長崎市）、時津営業所（時津町）
2	長崎県交通局	本局（長崎市）、長崎営業所（長崎市）、矢上営業所（長崎市）、長与営業所（長与町）、諫早営業所（諫早市）、大村営業所（大村市）、小浜営業所（雲仙市）
3	西肥自動車株式会社	本社（佐世保市）、大野営業所（佐世保市）、東部営業所（佐世保市）、平戸営業所（平戸市）、長崎営業所（長崎市）、五島営業所（新上五島町）
4	佐世保市交通局	本局（佐世保市）、矢峰営業所（佐世保市）、駅前営業所（佐世保市）、黒髪営業所（佐世保市）
5	島原鉄道株式会社	本社（島原市）、島原営業所（島原市）、諫早営業所（諫早市）
6	対馬交通株式会社	本社（対馬市）、巖原営業所（対馬市）、豊玉営業所（対馬市）、上県営業所（対馬市）
7	五島自動車株式会社	本社（五島市）
8	壱岐交通株式会社	本社（壱岐市）
9	生月自動車有限会社	本社（平戸市）
10	有限会社富川運送	本社（長崎市）
11	鷹島町	バス営業所（松浦市）
12	丸濱産業有限会社	本社（五島市）
13	長崎遊覧バス株式会社	本社（長崎市）
14	ラッキーバス株式会社	本社（長崎市）、長与営業所（長与町）
15	九州急行バス株式会社	本社（福岡市）、長崎支社（長崎市）
16	雲仙観光株式会社	本社（雲仙市）
17	株式会社ヒューマングループ	本社（佐世保市）
18	有限会社前田タクシー	本社（雲仙市）
19	有限会社原城交通	本社（南島原市）
20	有限会社東彼観光	本社（川棚町）
21	宇久観光バス株式会社	本社（佐世保市）
22	有限会社松浦観光バス	本社（松浦市）
23	文化バス・タクシー株式会社	本社（壱岐市）
24	小値賀交通株式会社	本社（小値賀町）

	会員事業者名	本社および県内の主な営業所等
25	有限会社林田観光バス	本社（島原市）
26	有限会社玄海交通	本社（壱岐市）
27	大川陸運株式会社	本社（平戸市）
28	日光タクシー株式会社	本社（長崎市）
29	株式会社アグリ福祉社	本社（佐世保市）
30	本多観光バス株式会社	本社（島原市）
31	島鉄タクシー株式会社	本社（島原市）
32	有限会社アタゴ商事	本社（佐世保市）
33	有限会社 SOUDA	本社（平戸市）
34	長崎バス観光株式会社	本社（長崎市）
35	上五島観光交通有限会社	本社（新上五島町）
36	さいかい交通株式会社	本社（西海市）
37	株式会社村里運輸	本社（大村市）
38	株式会社メモリードモーターズ	本社（長崎市）、諫早(あおば交通)
39	有限会社長崎建運	本社（大村市）
40	ジェイアール九州バス株式会社	本社（福岡市）

## 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知

長崎県国民保護（緊急処理事態）対策本部第 号  
平成 年 月 日 時 分

市（町）長 様

長崎県知事  
（公印省略）

国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき  
地方公共団体の指定について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、国民保護（緊急処理事態）対策本部の  
設置が指定されたので、ただちに国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置す  
るとともに、国民（緊急対処）保護措置に係る必要な措置を実施してください。

（担当）  
長崎県国民保護（緊急処理事態）対策本部  
（総務対策班）  
電話 095-895-2144  
FAX 095-821-9202

別添

消防連 第 号  
平成 年 月 日

長崎県知事 殿  
市（町）長 殿

総務大臣

国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき  
地方公共団体の指定について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第25  
条第1項（第183条において準用する第25条第1項の規定に基づき、別紙のとおり都道府  
県国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護（緊急処理事  
態）対策本部を設置すべき市町村が閣議決定されましたので通知します。

なお、貴県から管内の当該市町村に本通知を送付するとともに差封確認を実施し、結果を消  
防庁国民保護（緊急処理事態）対策本部まで報告してください。加えて、他の市町村に対しても  
この旨周知されるようお願いいたします。

（担当）  
総務省消防庁国民保護（緊急処理事態）対策本部  
（情報集約班）  
電話 03-xx-x-xx  
FAX 03-xx-x-xx

別紙  
取扱注意

都道府県国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき都道府県及び  
市町村国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき市町村の指定について

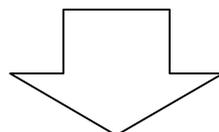
平成 年 月 日  
閣議決定

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）  
第25条第1項（第183条において準用する第25条第1項の規定に基づき、下記のとおり、  
都道府県国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護（緊急  
処理事態）対策本部を設置すべき市町村を指定する。

記

- 1 都道府県国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき都道府県  
(1) 長崎県  
(2) 県
- 2 市町村国民保護（緊急処理事態）対策本部を設置すべき市町村  
(1) 長崎県 市、長崎県 市、長崎県 町  
(2) 県 市

文面はイメージである。



# 警報の発令の通知

長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部第 号  
平成 年 月 日 時 分

市（町）長 様

長崎県知事  
（公印省略）

## 武力攻撃（緊急対処）事態における警報の発令について（通知）

標記のことについて、別添のとおり、国民保護（緊急対処事態）対策本部から警報が発令されましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第46条（第183条において準用する第46条の規定に基づき通知します

つきましては、住民及び関係機関等へ速やかに伝達してください。

（担当）  
長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部  
（総務対策班）  
電話 095-895-2144  
FAX 095-821-9202

## 別添

消防連 号  
平成 年 月 日  
長崎県知事 殿  
総務大臣

## 武力攻撃（緊急対処）事態における警報の発令について（通知）

標記のことについて、別添のとおり国民保護（緊急対処事態）対策本部から警報が発令されましたので武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第45条第3項（第183条において準用する第45条第3項の規定に基づき通知します。

各県知事におかれましては、直ちに、警報の内容を管内の当該市町村の長、他の執行機関、指定地方公共機関その他の関係機関に通知するとともに、当該市町村へ送達確認した結果を消防庁国民保護（緊急対処事態）対策本部まで報告してください。

なお、貴県内の他の市町村長に対してもこの旨が知られるようお願いいたします。

（担当）  
総務省消防庁国民保護（緊急対処事態）対策本部  
（情報連絡班）  
電話 03-xx-xx-xx  
FAX 03-xx-xx-xx

別紙  
取扱注意  
国民保護（緊急対処事態）対策本部第 号  
平成 年 月 日  
国民保護（緊急対処事態）対策本部長  
内務総理大臣

## 武力攻撃（緊急対処）事態における警報の発令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき下記のとおり警報を発令する。

### 記

#### 警報の内容

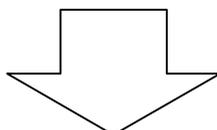
- (1) 事態の現状及び予測  
長崎県立（長崎県市町番）内で爆発が起り、多数の負傷者が発生しました。化学剤が使用された模様です。  
また、長崎県（長崎県郡町）において、ゲリラによる破壊種が発生しています。（武装した集団が人質をとって立てこもっています。）
- (2) 攻撃が自り、又は別に攻撃が発生したと認められる地域  
爆発及びゲリラによる破壊種（立てこもり）は、長崎県市で発生しました。
- (3) 周知事項  
長崎県及び長崎県周辺には伝達しないでください。  
市及び周辺市町村での外出はなるべく控えてください。  
また、市町村などからの指示やテレビやラジオの放送に注意してください。

#### 付記事項

警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲	<input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 以下の地域 県 県
サイレンを使用する地域	<input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 以下の地域 <input type="checkbox"/> 使用しない

注 の（ ）内の文言については、警報として読み上げなくても結構です。

文面はイメージである。



# 避難の指示

長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部第 号  
平成 年 月 日 時 分

市（町）長 様

長崎県知事  
（公印省略）

武力攻撃（緊急対処）事態における避難の指示について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき別紙のとおり避難を指示したので、住民及び関係機関等へ速やかに伝達するとともに、避難実施要領を早急に定め、避難住民の誘導を実施してください。

（担当）  
長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部  
（総務対策班）  
電話 095-895-2144  
FAX 095-821-9202

消防連 号  
平成 年 月 日

長崎県知事 殿

総務大臣

武力攻撃（緊急対処）事態における避難措置の指示について（通知）

標記のことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第52条第1項（第183条において準用する第52条第1項の規定に基づき別紙のとおり国民保護（緊急対処事態）対策本部から住民の避難に関する措置を講じるよう指示がありましたので通知します。当該県におかれましては、直ちに、避難の指示を行ってください。

なお、避難の指示を行った場合は、その内容をお洋行国民保護（緊急対処事態）対策本部まで報告願います。

（担当）  
総務省洋行国民保護（緊急対処事態）対策本部  
（情報総務班）  
電話 03-xx-x-xx-x  
FAX 03-xx-x-xx-x

長崎県国民保護（緊急対処事態）対策本部第 号  
平成 年 月 日 時 分

## 避難の指示

本県においては、平成 年 時 日 時 分に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、避難措置の指示があった。

要避難地域等の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

- 1 住民の避難が必要な地域
- 2 住民の避難先となる地域
- 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

上記1及び2及び3は、別添平成 年 月 日 時 分国民保護（緊急対処事態）対策本部第 号のとおり

### 4 避難先

#### （1）避難先

当該避難措置の指示に示す 市 町以外の 市内の避難施設を避難先として、月 日 時を目処に避難を開始すること  
（避難誘導は、同日 時を目処に避難完了すること）

#### （2）避難経路 別紙のとおり

### 5 避難のための交通手段その他の避難の方法

#### （1）輸送手段

県が手配するバス（自動車株）台を確保予定）  
（市 地区 人を対象）

#### （2）交通規制区域 なし

### 6 その他

避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

別紙  
取扱注意  
国民保護（緊急対処事態）対策本部第 号  
平成 年 月 日

国民保護（緊急対処事態）対策本部長  
内閣総理大臣

武力攻撃（緊急対処）事態における避難措置の指示

長崎県 市で発生した長崎県立 内爆発・毒ガス発生及びゲリラによる破壊（立てこもり）事案について住民の避難を行うために、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、御職に対し、下記のとおり所要の住民の避難に関する措置を講じるよう指示する。

### 記

- 1 避難措置の指示  
2に掲げる地域にある者を3に掲げる地域に避難させる措置を講ずること。
- 2 要避難地域  
町 町、町 町、町 町
- 3 避難先地域  
2に掲げる地域以外の長崎県内の地域
- 4 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要  
（1）長崎県及び関係機関は長崎県立 を中心とした半径約 km圏内にある住民に対し、「屋内避難中は、窓を閉め、空調を止めるなど、外気が量に入らないようにすること」を呼びかけること。  
（2）（長崎県立 を包囲する）警察機関は、周辺住民の安全を確保するため、（武装集団の脱走その他の）必要な措置を行うこと。  
（3）長崎県及び関係機関は、長崎県立 以外にゲリラ（武装集団）が潜んでいる可能性も否定できないことから、管内関係地域における警戒態勢の維持・強化及び情報収集を行うとともに、突発的に武装集団が出現した場合等、迅速な指示等の所要の措置を実施できるよう体制を整えておくこと。

（別紙）

地区名	人口	バス乗入 場所	バス乗台数			避難施設	収容 人数	避難 経路
			乗合	大型	計			
		高校				県立		国道 号

# 避難実施要領の策定

市(町)長  
月 日 時現在

## 避難実施要領

- 1 事態の状況、避難の必要性
- 2 避難誘導の方法
- 3 その他の留意点
- 4 職員の配置等

### 避難実施要領の項目

要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難先

一時集合場所及び集合方法

集合時間

集合に当たっての留意事項

避難の手段及び避難の経路

市(町村)職員、消防職団員の配置等

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

要避難地域における残留者の確認

避難誘導中の食料等の支援

避難住民の携行品、服装

避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

避難の指示の内容の確認(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)

避難住民の概数把握

誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

輸送手段の確保の調整(輸送手段が必要な場合)

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)

避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)